平成２５年（フ）第３５６号
東京都青梅市河辺町４丁目12番地の８
破産者　キャロット馬具株式会社
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３０号
名古屋市北区垣戸町３丁目９番地の10
破産者　有限会社ハナビシ
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０８号
大阪府岸和田市下池田町２丁目７番18号
破産者　有限会社堀本急配
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
熊本県玉名市安楽寺1089番地の４
破産者　有限会社中原建設
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５４号
東京都東久留米市下里３丁目23番14号　ルミエール白山307号、破産手続開始決定時の住所東京都東久留米市下里５丁目９番４―701号
破産者　田村　忠志
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
静岡県三島市新谷166番地の３
破産者　高輪建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
静岡県沼津市柳町３番77号
破産者　壮健研究所有限会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
静岡県浜松市東区植松町75番地の１
破産者　株式会社モンシェール
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
高知県土佐郡土佐町境５番地
破産者　森昭木材株式会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５７号
北海道恵庭市島松仲町３丁目８番６―201号、開始決定時の住所北海道恵庭市恵み野北３丁目５番15
破産者　杉本　寿門
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目178番地２、開始決定時の住所北海道茅部郡森町字東森町66番地コーポ水元102号
破産者　松居　大輝
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０８号
茨城県筑西市木戸354番地　筑圃苑
破産者　竹内　サイ
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４９号
埼玉県行田市藤原町１丁目30番地31
破産者　細井　秀雄
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０７号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1840番地２　ムーンハイツ堀口Ｅ、開始決定時の住所埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山156番地12
破産者　前田徳次郎
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０３号
大阪府泉大津市松之浜町２丁目16番20号
破産者　新潟　言仁
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
熊本県玉名市山田1836番地　糠峯団地12棟104号
破産者　中原　義英
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
新潟市東区紫竹４丁目４番17号
破産者　梅田　秀夫
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９２号
新潟市中央区川端町２丁目11番地３　ダイアパレス川端町901号
破産者　西山　直子（旧姓矢内）
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部